

(様式1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	4	事業名	災害公営住宅整備事業（小野駅前土地区画整理地内）	事業番号	D-4-3
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	514,912（千円）		全体事業費	514,912（千円）	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。

東松島市では、早急な住宅整備が必要なことから建設用地として土地区画整理地（造成済）を取得活用した民間による事業提案募集を行い、完成後に市が建物を買取りすることで早期に災害公営住宅の整備を行います。

なお、民間活力の導入による事業提案により、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案や設計で、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」などに対応した公営住宅整備を行うことにより、工期の短縮が期待されるほか、同地区を先導モデル地区（案）とすることで被災者の早期な生活再建を支援する。

本事業では、災害公営住宅の早期整備を図るため、第1回交付金事業申請部分の戸建を2戸減らし、新たに集合12戸を追加するもの。

【整備の概要】

《第1回申請》戸数：13戸 整備手法：直接建設
《今回の申請》戸数：23戸 整備手法：民間活用

- ① 募集する地域：小野地区（小野駅前北地区）
整備手法：民間による事業提案募集

先導モデル地区（案）

他の地区に先行して、多様なタイプの住宅を整備し、今後整備を進める災害公営住宅の“カタチ”を見てもらうための、地域産木材を使用するなどのモデル的に整備。
戸建タイプも整備することで、集団移転や個別移転により住宅を建設する際のモデルプランとしての役割も担う。

- ② 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ
災害公営住宅の整備は計画P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり
> ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

（事業間流用による経費の変更）（平成26年6月26日）

入居意向調査に基づき、建築形式を調整したことにより、本工事費が134,252千円（国費：117,469千円）減額したため、D-15-1 東松島市津波復興拠点事業（東矢本駅前北地区）へ3,429千円（国費：3,000千円）を流用。これにより、交付対象事業費は514,912千円（国費：450,546千円）から511,483千円（国費：447,546千円）に減額。

当面の事業概要

<平成24年度>

- ・用地取得 0.38ha
- ・事業提案募集の実施
- ・基本協定の締結
- ・詳細設計の協議ほか
- ・工事着手

<平成25年度>

- ・建築物の完成
- ・完成検査
- ・仮契約（買取譲渡契約）
- ・議会承認
- ・引き渡し（建物）
- ・買取費用の支払い
- ・入居開始（入居募集）

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。

津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	東松島市防災集団移転促進事業(事業費)	事業番号	D-23-2
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	31,404,042(千円)		全体事業費	35,080,450(千円)	

事業概要

本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱である集団移転事業について、下記のとおり事業を実施する。

被災地：移転促進区域内の宅地・農地等の買取り

移転地：移転先の用地取得

野蒜地区(107ha) → 野蒜北部丘陵地区(90ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

大曲浜・浜須賀地区(59ha) → 東矢本地区(22ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

立沼地区(16ha) → 矢本西地区(6.2ha)

牛網・浜市地区(37ha) → 牛網地区(3.7ha) ※被災地北部への移転

宮戸地区(11ha) → 宮戸地区(7.3ha) ※被災地背後高台への移転

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<これまでの配分内容>

全体事業費は 35,080,450 千円で、前回までに 26,738,300 千円(76.2%)を配分済み。

※内訳は下記のとおり。

【1号経費】住宅団地用地取得及び造成(86.5%)

⇒計画事業費 7,013,756 千円 / 配分額 6,066,028 千円

【2号経費】住宅建設助成(23.6%)

⇒計画事業費 3,183,480 千円(717区画) / 配分額 750,360 千円(169区画)

【3号経費】公共施設整備(100%)

⇒計画事業費 / 配分額 1,708,650 千円

【4号経費】宅地及び農地等の買取り(80.7%)

⇒計画事業費 22,100,424 千円 / 配分額 17,852,042 千円

⇒うち 15,541,750 千円分を取得済み。(87.1%)

【5号経費】農林水産業基盤等整備(100%)

⇒計画事業費 / 配分額 50,000 千円

【6号経費】移転費助成(30.4%)

⇒計画事業費 1,024,140 千円(1,313戸) / 配分額 311,220 千円(399戸)

<今回の要望内容>

【2号経費】住宅建設助成

⇒未配分額 2,433,120 千円(548区画)のうち、417,360 千円(94区画)

⇒平成 27 年 4 月に引渡しとなる東矢本駅北地区集団移転団地 94 区画

【4号経費】宅地及び農地等の買取り

⇒未配分額 4,248,382 千円

東日本大震災の被害との関係

今次津波で甚大な被害を受けた東松島市の沿岸部の市街地・集落の住居の集団移転を推進するものである。

野蒜地区：被災戸数 2,060 戸と本市で最も大きな被災を受け、地区内の小中学校をはじめ集会施設等の公共・公益施設も壊滅している。また、本市主要の交通である JR 仙石線も被災し、不通となっている。そのため、早期の住宅移転、公共施設整備、JR の復旧等が必要であり、移転先の北部丘陵地については UR 都市再生機構の支援による土地区画整理事業による事業推進を計画している。既に実施済みの二度の個別意向調査、地元説明会を踏まえた被災者意向把握により事業計画としている。

大曲浜地区：大曲海岸沿いの既成市街地のため、壊滅的な被害状況である。多くの人的被害となったことから、地権者の結束が強く被災当初から集団移転による独自の取り組みを行っている。そのため、既に実施済みの二度の個別意向調査においても集団移転への意向が多数を占めており、その意向を踏まえた事業計画としている。

浜須賀地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は大曲浜地区と合わせ東矢本地区への移転を進める。

立沼地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる西矢本地区への移転を進める。

牛網・浜市地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び鳴瀬川の破堤により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる被災地の北側（津波シュミレーションにより浸水無の区域）への移転を進める。

宮戸地区：海岸部の漁業集落（月浜・大浜・室浜）が壊滅的な被害を受けた。浜単位でのコミュニティが確立されており、浜単位での背後高台移転を推進する。地形的に多重防御が不可能であり、生計の主体である漁業の再生と一体となった高台に住居、従前地に漁業施設を整備する職住分離の移転復興を推進する計画である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	道路事業 立沼・浜市線整備事業	事業番号	D-1-2
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	4,160,100 (千円)		全体事業費	5,138,700 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=4,240m ①事業の目的・内容 東日本大震災による大津波により、多くの人命が失われ、その要因として避難中の交通渋滞があったことから、複数ルートの道路整備を行い、緊急時の交通渋滞の解消を図るもの。 本路線については、十分な車道幅員の確保及び歩道整備はもちろんのこと、本市復興まちづくり計画による防災・減災型都市構造の構築として立沼地区と牛網・浜市地区間の接続道路の整備に位置づけられた高盛土道路として整備を実施するもの。 ②これまでの配分内容、事業の進捗状況 全体事業費 1,907 百万円 内訳 測量設計費 182 百万円 用地費及び補償費 611 百万円 本工事費 1,022 百万円 ・前回までに測量設計費 182 百万円、用地費及び補償費として 611 百万円、本工事費として 557 百万円を配分済み。 ・全体工程は別紙のとおり ・これまでに詳細設計を完了し、現在は立沼工区の用地買収手続きを進めているところ。 ・今後、立沼工区の用地について、平成 26 年 9 月定例議会での契約承認を予定しており、その後、同工区の工事発注を実施する予定。 なお、その他の工区については、今年度内の用地買収契約を予定しており、その後に工事に着手する予定。 ③今回の要望内容 ・今回の申請では、立沼工区以外の工区の本工事費に加え、現況地盤高の差異及び土質試験結果により盛土量が増加し、工事費が不足することから 3,680 百万円を要望するもの。 ・積算内訳は別紙のとおり。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=4,240m <平成 25 年度> 用地買収 補償 1 式 <平成 26~29 年度> 本工事 1 式					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。

当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は矢本立沼地区と牛網・浜市地区の市街地間を結ぶ道路である。

【矢本地区死者・行方不明者 105 名、牛網・浜市地区死者・行方不明者 77 名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

農山漁村地域復興基盤総合整備事業西矢本地区（宮城県）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	下水道事業 (雨水)	事業番号	D-21-3
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	8,834,412 (千円)		全体事業費	8,834,412 (千円)	
事業概要					
公共下水道事業 (雨水) 赤井、五味倉、大曲排水区内の雨水事業を行うもの。 ポンプ場については農政局、宮城県との共同事業により施工する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 赤井、五味倉、大曲排水区の事業認可					
<平成 25 年度> 基本設計 ポンプ場工事					
<平成 26 年度> 詳細設計 ポンプ場工事、用地買収、大曲排水区幹線排水路着工					
<平成 27 年度> 雨水管渠及び調整池工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。 また、市全域が 50~60 センチ沈下しており、降雨時に浸水被害が発生している。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業	事業番号	E-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	61,150 (千円)		全体事業費	61,150 (千円)	

事業概要

津波による被災地域の個人が、早期復興をめざし自力で移転用地を確保し自宅を新築する場合、移転先が下水道整備区域外であった場合に合併浄化槽設置補助を行う。

当初計画では、年間 25 基と想定していたが、24 年度に計画以上の申請があった事から、第 4 回申請で 25 基を追加した。

平成 27 年度も申請予定がある事から第 10 回で 25 基を申請する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

計画 40 基 (5 人槽 5 基、7 人槽 35 基) 実績 41 基 (5 人槽 7 基、7 人槽 34 基)

<平成 25 年度>

計画 25 基 (5 人槽 5 基、7 人槽 20 基) 実績 26 基 (5 人槽 8 基、7 人槽 18 基)

計画 38 基 (5 人槽 10 基、7 人槽 26 基、10 人槽 2 基)

実績 38 基 (5 人槽 10 基、7 人槽 26 基、10 人槽 2 基)

<平成 26 年度>

計画 25 基 (5 人槽 5 基・7 人槽 20 基)

<平成 27 年度>

計画 25 基 (5 人槽 5 基・7 人槽 20 基)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。

集団移転先である、4 地区について現在造成工事を行っているところであるが、入居までの期間を要する事や、宅地の面積が制限されること等から、集団移転地外に個別に住宅を再建する場合に、下水道区域以外であった場合合併浄化槽の設置補助を行うものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業 東名・新東名線整備事業	事業番号	D-1-3
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	554,000 (千円)		全体事業費	1,362,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 整備延長 L=1,300m					
①事業の目的・内容 東日本大震災による大津波により、多くの人命が失われ、その要因として避難中の交通渋滞があったことから、複数ルートの道路整備を行い、緊急時の交通渋滞の解消を図るもの。 本路線については、十分な車道幅員の確保及び歩道整備はもちろんのこと、本市復興まちづくり計画により東名漁港と新東名地区及び野蒜北部丘陵地区間の接続道路の整備を実施するもの。					
②これまでの配分内容、事業の進捗状況 全体事業費 212,000 百万円 内訳 測量設計費 72 百万円 用地費及び補償費 140 百万円 ・ 前回までに測量設計費 72 百万円、用地費及び補償費として 140 百万円を配分済み。 ・ 全体工程は別紙のとおり ・ これまでに詳細設計を完了し、現在は本工事に係る関係機関 (河川、県道：宮城県、交差点：宮城県公安委員会) との協議を実施しているところ。 ・ 今後、H26 年度に用地買収を行い、本工事を H27 年 1 月頃から着手する予定。					
③今回の要望内容 ・ 今回の申請では、H27 年 1 月頃から着手を予定の改良工事の工事費 105 百万円に併せて、H27 年度施工予定の橋梁の工事費として 237 百万円を要望するもの。 ・ 積算内訳は別紙のとおり。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,300m					
<平成 25 年度> 用地買収・補償					
<平成 26~29 年度> 本工事					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。

当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は東名漁港と県道奥松島・松島公園線を経由し新東名地区の市街地を結ぶ道路である。

【東名地区死者・行方不明者 177名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

【東名漁港災害復旧事業】 当地区の特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港である東名漁港の施設及び牡蠣の共同処理施設の災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	道路事業 (野蒜北部丘陵地区)	事業番号	D-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	12,601,060 (千円)	全体事業費	12,601,060 (千円)		
事業概要					
本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先を土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業 (約 91.5ha) にて一体的に整備し、将来にわたって安全に住むことのできる住環境整備を図る。					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 ＜平成 25 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 ＜平成 26 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 ＜平成 27 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 ＜平成 28 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るためには背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。 被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91.5ha					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（野蒜北部丘陵地区）		事業番号	D-17-3
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）		東松島市（直接）	
総交付対象事業費		17,669,840（千円）	全体事業費		17,669,840（千円）	
事業概要						
本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先を土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業（約 91.5ha）にて一体的に整備し、将来にわたって安全に住むことのできる住環境整備を図る。						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 25 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 26 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 27 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 28 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式						
東日本大震災の被害との関係						
野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るためには背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。 被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91.5ha						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	下水道事業 (雨水)	事業番号	D-2 1-4
交付団体		東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費		6,686,402 (千円)	全体事業費	14,654,200 (千円)	
事業概要					
公共下水道事業 (雨水) 洪抜排水区の雨水事業としてポンプ場を建設する。 野蒜北部丘陵地区復興土地区画整理事業地内の雨水事業を行うもの。 また、旧市街地の雨水排水を行う。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 基本設計					
<平成 25 年度> 事業認可、基本設計					
<平成 26 年度> 詳細設計、用地買収、UR 都市機構と工事委託業務を締結					
<平成 27 年度> 雨水管渠及び調整池工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。 また、市全域が 50~60センチ沈下しており、降雨時に浸水被害が発生している。 集団移転先である、野蒜北部丘陵地区からの雨水排水を処理しなければなりません。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	道路事業 台前・亀岡線整備事業	事業番号	D-1-4
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	647,000 (千円)		全体事業費	1,261,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 整備延長 L=1,200m					
①事業の目的・内容 東日本大震災による大津波により、多くの人命が失われ、その要因として避難中の交通渋滞があったことから、複数ルートの道路整備を行い、緊急時の交通渋滞の解消を図るもの。 本路線については、十分な車道幅員の確保及び歩道整備はもちろんのこと、本市復興まちづくり計画により野蒜海岸と野蒜北部丘陵地区間の接続道路の整備を実施するもの。					
②これまでの配分内容、事業の進捗状況 全体事業費 1,004 百万円 内訳 測量設計費 85 百万円 用地費及び補償費 240 百万円 本工事費 679 百万円 ・ 前回までに測量設計費 85 百万円、用地費及び補償費として 240 百万円を配分済み。 ・ 全体工程は別紙のとおり ・ これまでに詳細設計を完了し、現在は本工事に係る関係機関 (河川、県道：宮城県、交差点：宮城県公安委員会、用地：林野庁) との協議を実施しているところ。 ・ 今後、H26 年度に用地買収を行い、本工事を H27 年 1 月頃から着手する予定。					
③今回の要望内容 ・ 今回の申請では、平成 27 年 1 月頃から着手を予定の改良工事費 (南側) 173 百万円に併せて、平成 27 年度施工予定の改良工事費 (北側) 及び P1 橋脚工事費として 179 百万円を要望するもの。 ・ 積算内訳は別紙のとおり。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,200m					
<平成 26 年度> 用地買収・補償					
<平成 26~30 年度> 本工事 1 式					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。

当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は防災集団移転事業による移転先の野蒜北部丘陵地から県道奥松島松島公園線（州崎海岸）を結ぶ道路である。

【野蒜地区死者・行方不明者 493 名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

【洲崎海岸災害復旧事業（県）】

県管理の洲崎海岸堤防（一時防潮堤）の災害復旧（嵩上げ）事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	災害公営住宅整備事業（小野駅前南地区）	事業番号	D-4-10
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	868,460（千円）		全体事業費	1,020,245（千円）	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：小野駅前南地区 計画用地面積：7,800㎡→7,400㎡（400㎡減） 計画戸数：58戸→39戸→37戸（うち今回30戸を先行整備）</p> <p>全体事業費37戸1,020,245千円のうち、H27年度までに先行整備する30戸分の868,460千円を総交付対象事業費としております。</p> <p>平成26年度事業費分の労務費と建設資材の物価上昇と特例加算の見直しによる差額分及び平成27年度工事費を合わせた申請額380,460千円を第10回で申請します。</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は、計画P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成25年度></p> <ul style="list-style-type: none">基本設計及び実施設計 <p><平成26～27年度></p> <ul style="list-style-type: none">仮設住宅の撤去工事（段階的に実施）建築工事（第Ⅰ期30戸）650,460千円 <p><平成28年度></p> <ul style="list-style-type: none">建築工事（第Ⅱ期7戸）					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊（流出）した住家は約5,515棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約3,100世帯となっています。</p> <p>平成26年9月現在、災害公営住宅1,010戸の建設を計画しており、平成24年2月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談（2回）や平成25年2月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成25年7月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	64	事業名	下水道事業 (雨水)	事業番号	D-21-7
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	2,590,327 (千円)		全体事業費	2,590,327 (千円)	
事業概要					
公共下水道事業 (雨水) 下街道排水区内の雨水事業を行うもの。 柳の目排水区については検討結果、本事業から削除する。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 基本設計					
<平成 25 年度> 基本設計					
<平成 26 年度> 事業認可、詳細設計、用地買収					
<平成 27 年度> 雨水管渠及び調整池工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。 また、市全域が 50~60センチ沈下しており、降雨時に浸水被害が発生している。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	76	事業名	災害公営住宅整備事業 (牛網地区)	事業番号	D-4-12
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	520,100 (千円)		全体事業費	520,100 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、災害公営住宅を整備するものです。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：牛網地区 計画用地面積：5,785.18 m²→6,195.74 m²(410.56 m²増) 計画戸数：27 戸→29 戸 (仮申込み結果を受け変更。2 戸増) 労務費と建設資材の物価上昇及び特例加算の見直し並びに 2 戸増数による増額 36,100 千円</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ② 恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業詳細の調整・ 地元工務店組合との調整・ 協定締結・ 造成工事 (平成 26 年 6 月完了) <p><平成 26 年度~27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事着手・ 建築物の完成及び検査・ 譲渡契約・ 議会承認・ 買取費用の支払い					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。</p> <p>平成 26 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 25 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域及び津波防災区域外に居住していた世帯への意向登録調査を実施し、災害公営住宅への意向の確認を行い平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の 2 回の個別面談や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含んだ入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先(市内)への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定している。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部と内陸部の地震被害を含む住居に困窮している世帯で、現在、応急仮設住宅等に入居している世帯を対象とした災害公営住宅を整備し、応急仮設住宅等からの安定した生活への移行を支援するもの。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	東松島市津波復興拠点事業 (東矢本駅北地区)	事業番号	D-15-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	564,169 (千円)		全体事業費	1,282,000 (千円)	
事業概要					
(目的) 東日本大震災により市街地の 65%が浸水し、公共公益施設を含む市街地機能自体を失うという甚大な被害を受けた。本地区は、今次津波でも機能が発揮した市役所をはじめとする既存の行政機能が立地する内陸部の市街地に隣接し、災害時には市役所の防災機能との連携及び補完を行い、市全域への防災、減災、早期復旧の支援機能強化を図る「防災力の向上と快適な市民生活を支える復興拠点」として整備するもの。 また、被災地域から内陸部に移転を余儀なくされ住民と旧住民のあらたな地域コミュニティの形成を図り、交流の促進や賑わいの復興を図るもの。					
(内容) 地域交流センター、体育館 (建築費は復旧事業)、子育て支援施設 (建築費は復旧事業) 防災広場・駐車場 (災害救援活動、ライフライン復旧活動拠点)、道路、調整池等 上記事業を円滑に実施するため、実施設計及び用地費を申請するもの。					
(事業の進捗状況) 現在基本設計実施中であり、今後都市計画決定及び事業認可の予定であるが全体工程は別紙のとおり。 【第 7 回】計画作成費として、35,000 千円配分済み。 【第 10 回】平成 27 年 1 月頃から、用地買上げ及び実施設計を行うため、用地・補償費 292,800 千円、実施設計費 236,369 千円を要望するもの。(※) ・積算内訳は別紙のとおり。 ◆津波復興拠点事業面積 東矢本駅北地区 (5.7 ha)					
(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 6 月 26 日) 津波復興拠点施設設計内容変更により基本設計費が増額したため、D-4-3 災害公営住宅整備事業 (小野駅前区画整理地内) から、津波復興拠点整備事業へ 4,000 千円 (国費 : 3,000 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 35,000 千円 (国費 : 26,250 千円) から 39,000 千円 (国費 : 29,250 千円) に増額。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 基本計画策定、					
<平成 26 年度> 基本設計、復興整備計画策定、事業認可、用地買上げ、実施設計 等					
<平成 27 年度> 用地造成・公共施設等 (建築物除く) 整備発注・工事施工、建築物工事発注・施工					

東日本大震災の被害との関係

東松島市は、津波で全国の被災市町村中最大である市街地の 65%の浸水被害があり、沿岸部周辺においても多くの人命を失い、大半の家屋が津波により流出した。市街地の大部分が浸水し、建築物・各種施設機能が失った状況である。防災集団移転促進事業等により、沿岸部の市街地・集落を東矢本駅北地区へ移転を計画しているものの、現状だと主に集会所等の小規模公共施設等を整備するにとどまるため、津波から住民の命を守り、発災後の防災の拠点として公共施設の整備を含めた、拠点整備が必要不可欠である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	東松島市津波復興拠点事業	事業番号	D-15-2
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	168,000 (千円)		全体事業費	2,925,000 (千円)	
事業概要					
(目的) 東日本大震災により野蒜地域は公共公益施設を含む市街地機能自体を失うという甚大な被害を受けたことから、安全な高台の丘陵地に防災・避難機能や観光・交流機能が一体的に発揮できる津波防災拠点市街地形成施設を整備するもの。					
(内容) 北側：地域交流センター・交流メモリアルセンター、観光物産交流センター、地域交流広場、駅前広場 南側：交通広場、伝承広場、南北自由通路、アクセス道路 上記事業を円滑に実施するため、実施設計及び用地費を申請するもの。 (事業の進捗状況) 現在基本設計実施中であり、今後都市計画決定及び事業認可の予定であるが全体工程は別紙のとおり。 【第 7 回】 計画作成費として、60,000 千円配分済み。 【第 10 回】 平成 27 年 1 月から、実施設計を行うため、実施設計費・測量費 108,000 千円を要望するもの。(※) ・積算内訳は別紙のとおり。 ◆津波復興拠点事業面積 野蒜北部丘陵地区 (3.3ha)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 基本計画策定、 <平成 26 年度> 基本設計、復興整備計画策定、事業認可、実施設計 等 <平成 27 年度> 用地買上げ・用地造成・公共施設等 (建築物除く) 整備発注・工事施工、建築物工事発注 <平成 28 年度> 建築物工事施工、公共施設等整備工事施工					
東日本大震災の被害との関係					
東松島市は、津波で全国の被災市町村中最大である市街地の 65% の浸水被害があり、野蒜地区周辺においても 500 人以上の人命を失い、大半の家屋が津波により流出するなど建築物・各種施設も破壊されている状況である。防災集団移転促進事業等により、沿岸部の市街地・集落を野蒜北部丘陵地へ移転を計画しているものの、現状だと主に集会所等の小規模公共施設等を整備するにとどまるため、津波から住民の命を守り、発災後の防災の拠点として公共施設の整備を含めた、拠点整備が必要不可欠である。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	83	事業名	宮戸地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-4
交付団体	宮城県		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費	54,987(千円)		全体事業費	155,438(千円)	

事業概要

東日本大震災により被災した宮戸地区については、生活基盤と合わせ多くの農業用機械・施設等を流失する被害を受けている。

当地区内の被災農地のうち今年春に災害復旧が完了した農地(約18ha)については、震災前より当該農地を経営していた農事組合法人「宮戸干拓宮戸生産組合」が第7回申請分のうち既に導入済みの春作業用機械により営農を再開している。あわせて今後復旧完了が見込まれる農地(約7ha)についても当法人による新たな営農体制を整備することとしていることから、本事業を活用し営農再開に必要な農業用機械・施設を東松島市が一体的に整備・貸与することにより、被災農業法人の再整備費負担の軽減を図り早期の営農再開を支援するもの。

また、宮戸地区においては復旧済みの18ha以外にも未復旧農地が点在しており、ほ場整備事業による農地復旧も視野に入れ、地元説明等を行っている最中であり、地権者の同意等の結果を持って農地復旧を行うかどうかを決定する事としている。復旧面積や復旧後の担い手等も不明であるため今回の申請では復旧完了が見込まれる農地も含め約25haについて申請を行うが、今後も被災農地の復旧状況に合わせた段階的な農業用機械・施設等の整備を計画変更で対応していきたいと考えている。

貸与先法人：宮戸干拓宮戸生産組組合

目標集積面積：25ha

整備予定施設：水稲播種施設、水稲育苗ハウス、農機具格納庫

宮戸地区において必要とする穀類の乾燥調製機能に関しては、洲崎・東名地区農業復興総合支事業により洲崎・東名地区に整備する穀類乾燥調製施設に集約し整備する。

整備予定機械：トラクター、田植機、コンバイン、トラクター作業用アタッチメント等

東松島市復興まちづくり計画【記載箇所 P30~32 第2章 分野別取組み】

3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

(1) 生業の基盤整備と再生

① 農・林・漁業の再生と復興

当面の事業概要

農業用機械・施設等について、平成28年春作業からの稼働を目標に整備を計画している。今回は経営規模に対して必要となる適切な施設規模等の精査を行うため、農業用施設の実施設計及び整備予定地の測量等を申請するもの。

<平成25年度>

第7回申請分 41,336千円

農業用機械導入(トラクター1台、田植え機1台、自脱型コンバイン1台、作業用アタッチメント一式)

<平成26年度>

第10回申請分 13,651千円

共同播種施設等の基礎調査、設計等

<平成27年度>

第11回申請分 100,451千円

本体工事、施工監理業務等

東日本大震災の被害との関係

東松島市では東日本大震災に起因する大津波により市全域の約36%が浸水した。

宮戸地区は東松島市南部に位置する島状であり、浸水被害は4集落の内3集落に及び多くの尊い生命や生活基盤が被災するとともに、島内の農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けた。

被災した農地については未だ海水に浸かっている箇所もあり用水の手当も確保できていない箇所もあるが、宮戸干拓B工区については昨年度より復旧工事が進められ、今年の春には約18haが地元農家に対し引き渡され営農を再開している。

このような状況ながら、震災前より地域の中心経営体として活動してきた法人についても構成員の生活基盤の復旧もままならない状況であるため、農業用機械及び施設の再整備は大変大きな負担となっている事から、本交付金により農業用機械及び施設等について再整備を行い法人に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。

関連する災害復旧事業の概要

- ・ 農地、農業用施設災害復旧事業（農地除塩、排水機場、排水路等）
- ・ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 事業地区面積 150ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	276,613 (千円)		全体事業費	5,663,575 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため、市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居者の居住の安定確保を図る目的から低廉な家賃を設定し、家賃負担の軽減を行う。</p> <p>【事業の概要】 (第 8 回申請) 対象地区：平成 26 年 4 月から入居開始となる以下の地区 ①鳴瀬給食センター跡地 21 戸 ②小松谷地 156 戸 ③小野駅前北 23 戸 ④赤井川前四番 38 戸 ⑤赤井川前二 16 戸 (第 10 回申請) 対象地区：平成 26 年度から入居開始となる以下の地区 ⑥東矢本駅北 47 戸 (H26.11~) ⑦矢本東保育所移転跡地 20 戸 (H27.2~) 事業期間：平成 26 年度~</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> ・災害公営住宅建設工事 (H26.3 完成、5 地区 254 戸) ・入居申込み、入居手続き</p> <p><平成 26 年度> ・H26.4 月 入居 (管理) 及び事業開始 ・H26.11 月 入居 (管理) 及び事業開始 ・H27.2 月 入居 (管理) 及び事業開始</p> <p><平成 27 年度~32 年度> 入居 (管理) 及び事業開始</p>					
東日本大震災入居 (管理) 及び事業開始の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような入居者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした低廉な家賃設定を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	93	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	41,583 (千円)		全体事業費	807,373 (千円)	

事業概要

東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居する低額所得者に対し速やかに生活再建ができるよう、一定期間、無理なく負担しうる水準まで家賃の減額を実施する。

【事業の概要】

(第 8 回申請)

対象地区：平成 26 年 4 月から入居開始となる以下の地区

- ①鳴瀬給食センター跡地 21 戸 ②小松谷地 156 戸 ③小野駅前北 23 戸
④赤井川前四番 38 戸 ⑤赤井川前二 16 戸

(第 10 回申請)

対象地区：平成 26 年度から入居開始となる以下の地区

- ⑥東矢本駅北 47 戸 (H26.11～) ⑦矢本東保育所移転跡地 20 戸 (H27.2～
事業期間：平成 26 年度～

当面の事業概要

<平成 25 年度>

- ・災害公営住宅建設工事 (H26.3 完成、5 地区 254 戸) ・入居申込み、入居手続き

<平成 26 年度>

- ・H26.4 月 入居 (管理) 及び事業開始 ・H26.11 月 入居 (管理) 及び事業開始
・H27.2 月 入居 (管理) 及び事業開始

<平成 27 年度～32 年度> 入居 (管理) 及び事業開始

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような低額所得者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした家賃の減額 (低減) を行う。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	94	事業名	大曲浜地区都市再生事業計画作成事業	事業番号	D-17-5
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	198,500 (千円)		全体事業費	198,500 (千円)	
事業概要					
<p>「大曲浜地区」においては、移転促進区域として、地区全域 (51.2ha) において移転元地の買い取りを進めている区域である。本市の復興、特に移転元地の有効活用を進めるため、この区域を造成し、画地の再編を行うとともに、従前の住居系から産業系への土地利用の転換を図り、企業誘致を行う被災市街地復興土地区画整理事業 (42.6ha 44.8ha→51.2ha) を円滑に進めるため、事業計画の作成を行うもの。</p> <p>現在、防集事業による土地の買い取りは 8 割を超えたものの、一方で、相続や抵当等の問題により買い取り困難な土地が虫食いの存在し、今後、跡地利用を進めていくうえで支障となっている。</p> <p>今回、地区の西側部分 (8.6ha) を追加し、地区全体を土地区画整理事業の計画区域とするものであるが、追加する区域については、当初、土地の買い取りの進捗を見込み計画区域から除外したものの、現時点で他区域と同様に買い取り困難な土地が相当数存在していることが判明し、土地区画整理事業による土地の集約化と再編が必要と判断されるため区域を追加するものである。</p> <p>主な内容：事業計画の策定、測量 (現地調査、基準点・水準点測量等) 等</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <p>測量、地質等調査、基本設計 (A=42.6ha)</p> <p>平成 26 年 10 月 都市計画決定、平成 26 年 12 月 事業認可</p> <p>基本設計、測量 (A=51.2ha(+8.6ha)) 【今回追加要望】</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>「大曲浜地区」は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であり、全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟という壊滅的な被害を受けた地区である。</p> <p>この地区は、移転促進地域として買い取りを進めているが、現地で被災した企業から早期の再建への支援が求められており、先行整備 (約 5.3ha) を行っているが、その他の進出企業の要望に応えるためには、当地区全体の復興土地区画整理事業による整備が必要不可欠である。</p> <p>※当地区については、平成 25 年 12 月 16 日に用途地域を「第一種住居地域」から「工業地域」に変更済</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業(用地取得))	事業番号	◆A-1-2-2
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	31,248(千円)		全体事業費	31,248(千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった野蒜小学校の移設新築に伴う用地取得を行うもの。 当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の宮戸小学校と統合再編を図り、防災集団移転事業と合わせ集団移転地内に統合小学校校舎等を新築する計画としている。全体計画のうち平成 26 年度に実施予定の用地取得費について申請するもの。</p> <p>事業実施学校名：東松島市立野蒜小学校・宮戸小学校統合校 (計画面積 校舎面積 A=3,026 m²、 屋内運動場面積 A=922 m² 校地面積 A=13,920 m²) 【第 10 回申請】 31,248 千円 [内訳] (1) 用地所得費 31,248 千円(1,116 m² × 28,000 円 ※災害復旧費対象分を除く)</p> <p>[計画の位置づけ] 東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P. 24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業: 学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度	実施設計[第 8 回交付金申請済]				
〃	用地取得(H27 年 3 月予定)				
平成 26 年 12 月	災害査定				
平成 27-28 年度	建設工事				
東日本大震災の被害との関係					
<p>野蒜小学校は、3mを超える津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。市庁舎施設の一部の代替え使用を経て、平成 23 年 12 月から隣接の小野地区に建設した仮設校舎において学校を再開している。</p> <p>野蒜地区の集落は津波により壊滅的な被害を受け、地区住民の多くは津波で住宅を失い、地区外の仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業により、野蒜北部丘陵団地土地区画整理事業で造成する集団移転団地内に移転予定となっており、併せて学校校舎の整備を行う計画としている。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 野蒜小学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-1-2
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（野蒜宮戸統合小学校校舎等整備事業）
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

上記関連基幹事業と一体で本事業を実施する。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	97	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (鳴瀬未来中学校校舎等整備事業(用地取得))	事業番号	◆A-1-3-2
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	15,903 (千円)	全体事業費		15,903 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校(現在は鳴瀬第一中学校と統合し鳴瀬未来中)の災害復旧のため移設新築を行うにあたり、用地を取得するもの。</p> <p>当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編を図り移転新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) ([計画]校舎面積 A=4,311 m²、 屋内運動場面積 A=1,156 m²、校地面積 A=24,000 m²) 【第 10 回】申請額 15,903 千円 (1)用地取得費 用地取得計画(全体 29,308 m² うち災害復旧 14,148 m² うち復興交付金 9,143 m²) 農地 13,110 m²×2,900 円=38,019,000 円 山林 16,198 m²×800 円=12,958,400 円 合計 50,977,400 円 うち交付金申請分 50,977,400 円÷29,308 m²×9,143 m²=15,903,042 円≒15,903 千円</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2)安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業:学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査 [第 8 回交付金申請済み] " 用地取得・造成設計・開発許認可手続き 平成 26 年 12 月 災害査定 平成 27 年 1 月 用地取得(予定) 平成 26 年度~平成 27 年度 造成工事 平成 27 年度~平成 28 年度 建設工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5mを超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-1-3
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎等整備事業）
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

上記関連基幹事業と一体で本事業を実施する。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (鳴瀬未来中学校校舎等整備事業(用地造成))	事業番号	◆A-1-3-3
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	268,614 (千円)	全体事業費	268,614 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校(現在は鳴瀬第一中学校と統合し鳴瀬未来中)の災害復旧のため移設新築を行うにあたり、用地造成を行うもの。</p> <p>当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編を図り移転新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) (校舎面積 A=4,311 m²、屋内運動場面積 A=1,156 m²、校地面積 A=24,000 m²)</p> <p>【第 10 回】申請額 268,614 千円</p> <p>[平成 26 年度内訳] 対象事業費計 76,747 千円</p> <p>(1) 用地造成費 9,143 m²×29 千円×(2 ヶ月/7 ヶ月)=75,756 千円 ※災害復旧事業費分を除く</p> <p>(2) 造成工事監理費 一式 3,467 千円×(2 ヶ月/7 ヶ月)=991 千円 ※災害復旧事業費分を除く</p> <p>[平成 27 年度内訳] 対象事業費計 191,867 千円</p> <p>(1) 用地造成費 9,143 m²×29 千円×(5 ヶ月/7 ヶ月)=189,391 千円 ※災害復旧事業費分を除く</p> <p>(2) 造成工事監理費 一式 3,467 千円×(5 ヶ月/7 ヶ月)=2,476 千円 ※災害復旧事業費分を除く</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25)</p> <p>第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承</p> <p>実施事業:学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査[第 8 回復興交付金申請済]					
" 用地取得・造成設計・開発許認可手続き					
平成 26 年 12 月 災害査定					
平成 26 年度~平成 27 年度 造成工事					
平成 27 年度~平成 28 年度 建設工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5mを超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

A-1-3

事業名

公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎等整備事業）

交付団体

東松島市

基幹事業との関連性

上記関連基幹事業と一体で本事業を実施する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	99	事業名	洲崎・東名地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-5
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費	25,812 (千円)		全体事業費	723,269 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した洲崎・東名地区については、生活基盤と合わせ農業用機械・施設等についても壊滅的な被害を受けている。</p> <p>このようななか、当地区においては、農地の復旧事業とあわせ、被災農業者による法人の設立により、新たな営農体制を整備することとしていることから、本事業を活用し営農再開に必要な農業用機械・施設を東松島市が一体的に整備・貸与することにより、被災農業者の再整備費負担の軽減を図り早期の営農再開を支援するもの</p> <p>設立予定の法人名：野蒜グリーンファーム (構成員 11 名、従業員 37 名)</p> <p>目標集積面積：80ha</p> <p>整備計画施設：共同乾燥調製施設、農機具格納庫、水稻育苗ハウス、水稻播種施設</p> <p>本事業により整備する乾燥調製施設については、宮戸地区農業復興総合支援事業の貸与先法人である宮戸干拓宮戸生産組合において必要とする乾燥調製機能を洲崎・東名地区に集約し整備するもの。</p> <p>宮戸干拓宮戸生産組合 (受益面積 25ha うち水稻 18ha、大豆等 7ha)</p> <p>整備計画機械：トラクター、田植機、コンバイン、作業用アタッチメント 他</p> <p>東松島市復興まちづくり計画【記載箇所 P30~32 第2章 分野別取組み】</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<p>農業用機械・施設等について、平成28年春作業からの稼働を目標に整備を計画している。今回は経営規模に対して必要となる適切な施設規模等の精査を行うため、農業用施設の実施設設計及び整備予定地の測量等を申請するもの。</p> <p><平成26年度></p> <p>第10回申請分 25,812千円</p> <p>共同乾燥調製施設等の基礎調査、設計等</p> <p><平成27年度></p> <p>第11回申請分 697,457千円</p> <p>本体工事、施工監理業務、農業用機械購入等</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市では東日本大震災に起因する大津波により市全域の約36%が浸水した。</p> <p>洲崎・東名地区は本市沿岸部に位置し、津波被害は全域に及び多くの尊い生命と生活基盤を失い農業施設や農業用機械等も壊滅的な被害を受けた。</p> <p>被災した農地については、平成25年度より復旧工事が進められているが、完了予定は平成27年度末となっており、平成28年度春からの営農再開を見込んでいる。</p> <p>現在、地域内の営農再開意欲の高い被災農業者により、新たな農業生産法人の設立に向けた準備が進められているところであるが、構成員の生活基盤の復旧もままならない状況であるため、農業用機械及び施設の再整備は大変大きな負担となっている事から、本交付金により農業用機械及び施設等について再整備を行い法人に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

- ・ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 事業地区面積 150ha
- ・ 農業用施設災害復旧事業（排水機場、排水路等）
- ・ 除塩工事 対象面積：地区全域（80.6ha）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業 (直接補助)	事業番号	C-7-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	13,284 (千円)		全体事業費	106,812 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した漁村地域の拠点的性格をもつ東松島市管理の第 1 種漁港において、集落移転等に伴う移転跡地の整備と併せて公衆トイレの整備を行い漁業者の就労環境の改善を行い、地域の漁業再生・復興の加速化を図る。震災前の公衆トイレは、各地区に 2~3 ヶ所が存在していたが利用漁業者との協議により各地区 1 ヶ所に集約する。</p> <p>事業実施漁港名：室浜漁港、大浜漁港、月浜漁港 東松島市復興まちづくり計画 (記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み) 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり 生業の基盤整備と再生 概要：漁港・漁場の拠点化、養殖施設・加工施設の整備と生産加工販売まで手がける漁業経営</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度> 室浜漁港、大浜漁港、月浜漁港：実施設計</p> <p><平成 27 年度> 室浜漁港、大浜漁港、月浜漁港：トイレ建築工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>地震とそれに伴い発生した津波により集落の流出、浸水など甚大な被害を受けているため、集落の集団移転に伴う移転跡地の整備と併せて公衆トイレの整備を行い漁業者の就労環境の改善を行い、漁村地域の早期の漁業再生と復興を図る。</p> <p>既設トイレ被害額 室浜漁港 (3 ヶ所)：37,713,600 円 大浜漁港 (3 ヶ所)：39,463,200 円 月浜漁港 (2 ヶ所)：31,233,600 円 合 計：108,410,400 円</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
漁港施設災害復旧事業					
対象漁港：市管理第 1 種漁港 室浜、里浜、東名、浜市、大浜、月浜 計 6 漁港 (防波堤、物揚場、船揚場、臨港道路等復旧)					
本市の基幹産業である漁業を担う漁村地域の漁業再生と復興のため地域の拠点的性格をもつ漁港から復旧事業に着手し順次、復旧を行っていく。					
漁業集落防災機能強化事業					
室浜漁港：集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路、水産飲雑用水施設					
大浜漁港：集落道、水産関係用地、雨水排水路					
月浜漁港：集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路					
里浜漁港：雨水排水路					
水産業共同利用施設復旧支援事業					
宮城県漁協鳴瀬支所 東名共同かき処理場復旧					
宮城県漁協宮戸支所 室浜水産荷捌施設復旧					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	101	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業 (矢本西地区)	事業番号	◆D-4-8-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	8,000 (千円)		全体事業費	8,000 (千円)	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。

東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、災害公営住宅を整備するもの。

【整備の概要】

駐車場整備台数：矢本西 40 台 計画戸数：40 戸

『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は、計画 P 20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり >

②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度>

・ 事業詳細の調整 ・ 協定締結 ・ 造成工事 (平成 26 年 6 月完了)

<平成 26 年度>

・ 実施設計の詳細協議 ・ 工事着手 ・ 完成及び検査 (第 I 期 20 台) ・ 譲渡契約 ・ 議会承認
・ 買取費用の支払い

<平成 27 年度>

・ 完成及び検査 (第 II 期 20 台) ・ 譲渡契約 ・ 議会承認 ・ 買取費用の支払い

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 26 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 25 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている、さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。

市内に整備する公営住宅への入居者は就労や商業などにおいて生活圏が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備 (基幹事業) に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-8
事業名	災害公営住宅整備事業 (矢本西地区)
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	102	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業（宮戸地区）	事業番号	◆D-4-9-1
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	4,400（千円）		全体事業費	4,800（千円）	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。

整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。

【整備の概要】

駐車場整備台数：24 台（うち 22 台先行整備） 計画戸数：24 戸（22 戸を先行整備）

①東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり

②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度>

・事業詳細の調整 ・協定締結 ・造成工事（平成 26 年 6 月完了）

<平成 26 年度>

・実施設計の詳細協議 ・工事着手 ・完成及び検査（第Ⅰ期駐車場 5 台） ・譲渡契約 ・議会承認
・買取費用の支払い

<平成 27 年度>

・完成及び検査（第Ⅱ期駐車場 17 台） ・譲渡契約 ・議会承認 ・買取費用の支払い

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。

平成 26 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の 2 回の個別面談や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含んだ入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先（市内）への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定している。

市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圈域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備（基幹事業）に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-9
事業名	災害公営住宅整備事業（宮戸地区）
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	103	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業 (小野駅前南地区)	事業番号	◆D-4-10-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	3,600 (千円)		全体事業費	4,440 (千円)	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。

整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。

【整備の概要】

駐車場整備台数：37 台 (うち先行整備 30 台) 計画戸数：37 戸 (うち 30 戸先行整備)

『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度>

- ・基本設計及び実施設計

<平成 26~27 年度>

- ・仮設住宅の撤去工事 (段階的に実施) ・建築工事 (第 I 期 30 戸) 駐車場 30 台 (H27)

<平成 28 年度>

- ・建築工事 (第 II 期 7 戸) 駐車場 7 台

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。

平成 26 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。

津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-10
事業名	災害公営住宅整備事業 (小野駅前南地区)
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	104	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業（牛網地区）	事業番号	◆D-4-12-1
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	5,800（千円）		全体事業費	5,800（千円）	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。
整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。

【整備の概要】

駐車場整備台数：29 台 計画戸数：29 戸

①東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり

②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度>

・ 事業詳細の調整 ・ 協定締結 ・ 造成工事（平成 26 年 6 月完了）

<平成 26 年度>

・ 実施設計の詳細協議 ・ 工事着手 ・ 完成及び検査（第 I 期 10 台） ・ 譲渡契約 ・ 議会承認
・ 買取費用の支払い

<平成 27 年度>

・ 完成及び検査（第 II 期 19 台） ・ 譲渡契約 ・ 議会承認 ・ 買取費用の支払い

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 26 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談（2 回）や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。

市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圏域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備（基幹事業）に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-12
事業名	災害公営住宅整備事業（牛網地区）
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	105	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（大曲浜地区）	事業番号	D-17-6
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	112,200（千円）		全体事業費	4,435,000（千円）	

事業概要

「大曲浜地区」においては、移転促進区域として、移転元地の買い取りを進めている地区である。
本市の復興、特に移転元地の有効活用を図るため、本地区の土地利用を住居系から産業系へ転換することとし、併せて、地区内の宅地及び道路や公園など公共施設の再編・整備を行い、企業誘致を進め良好な産業用地として活かしていくため、被災市街地復興土地区画整理事業を実施するもの。

当面の事業概要

- <平成 26 年度>
- ・都市計画決定（10 月）、事業認可（12 月予定）
 - ・実施設計（今回申請）
- <平成 27 年度>
- ・工事着手予定（H27.4～）

東日本大震災の被害との関係

「大曲浜地区」は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であり、全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟という壊滅的な被害を受けた地区である。
移転促進区域に指定し跡地の買い取りを進めているが、現地で被災した企業から早期の再建への支援要請もあり、当地区の一部（約 5.3ha）について先行整備を行ったところである。
今後、産業用地として土地利用を進めるにあたり、地区内に虫食いの未買収地が点在するため、一団の敷地の確保が困難なことから、土地区画整理事業の実施により土地の集約、整序化を図るとともに、宅地及び公共施設用地の創出と整備が不可欠である。
平成 26 年 7 月より企業公募を行った結果、一定の土地利用が見込まれており、復旧にとどまらず、新しい復興のまちづくりを目指す本市にとって、本事業の実施により企業を誘致し、雇用創出により復興への足掛かりとして期待するものである。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	106	事業名	下水道事業 (マンホール嵩上げ)	事業番号	D-21-8
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	167,280 (千円)		全体事業費	167,280 (千円)	

事業概要

主要地方道奥松島・松島公園線において、災害復旧工事により道路嵩上げ工事が行われることから、占用物である下水道施設についてマンホールの嵩上げ等を行うものである。
嵩上げ高が、1.5m程度であることから、マンホール深 5.0mを超えるマンホールについては布設替えをするものである。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27 年度>
マンホール嵩上げ等工事 【59 基】

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災で市全域が 50~60 センチ沈下した事から、東名運河堤防及び主要地方道奥松島・松島公園線について嵩上げの災害復旧工事が行われることになりました。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

国交省防災課と協議した結果、被災していないが下水道施設については、災害復旧事業に該当しないとの見解が示された。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--